



2月3日 第11回口頭弁論がありました！

前回で原告の意見陳述が全て終わり、今回から裁判は第2ステージへと進展しました。

今回は、弁護団の仲松先生から、朝鮮学校が無償化対象校となるための根拠条文（施行規則1条1項2号ハ）を文科省が削除したことの違法性について、準備書面の要旨陳述がありました。

◆準備書面要旨陳述◆

高校無償化制度では、無償化法の目的は学生の教育の機会均等を実現することであると定められたため、一条校と同等の水準の教育を行う外国人学校などの各種学校も当然に高校無償化の対象となることとなりました。

そのため文科省は、教育の機会均等という法趣旨に沿うよう、どのような外国人学校が対象校となるか定める必要がありました。そして実際に、制度開始時に文科省は高校無償化法の施行規則1条1項2号で、イ、ロ、ハという三つの分類を用いて、どのような外国人学校が対象校となるか定め、朝鮮高校は、韓国学校や中華学校（イ）やインターナショナル・スクール（ロ）に当てはまらない、日本の高校と同レベルと言える学校（ハ）に分類されることとなりました。

しかし、このハ規程は朝鮮学校を想定したもので、制度が開始した2010年当時も、このハ規程に該当するのは朝鮮学校だけでした。

そして、文科省は朝鮮高校に対してのみ審査を引き延ばし続けた挙げ句、自民党が政権をとった後の、2013年2月にこのハ規程を削除しました。国は一貫して、文科省の『裁量』という言葉でごまかし、拉致問題、砲撃事件などの考慮すべきでない問題を持ち出し、高校無償化の対象校から除外するという措置をとったのです。

文科省は高校無償化法の委任を受けて、どのような外国人学校を対象校とするか施行規則で定めなければならないので、高校無償化法1条で定められた「教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与する」という目的に反するような、朝鮮学校を狙い撃ちした根拠条文の削除は、明らかに文科省の裁量を超えるものであり、違法な行為だといえます。

裁判報告集会では、新しく弁護団入りした愛知朝鮮高校の卒業生でもある金銘愛弁護士の力強い挨拶や朝高生による歌が披露されました。

鬼は外、福は内。報告集会での学生達の歌と言葉、そして、新しく仲間入りした頼もしい弁護士の挨拶は、私たちにとても温かい気持ちをくれました。

「今日退いたら、明日退く。明日退いたら、永遠に退く」。裁判報告集会で朝高生が語った言葉です。この朝高生が言う通り、裁判が転換期に入った今、私たちが退くわけにはいきません！

今後もこの裁判闘争を闘い抜くため、共に頑張りましょう！

F 次回期日 第12回口頭弁論

・2015年4月21日(火)

14:00～

・名古屋地方裁判所にて

・傍聴抽選は13:30に
締切になります！

F 無償化法のち知らせ

・2月21日(土) 交換授業

・3月27日(金)

パッピングライブ



作成:USMへおもへウルハ音サウンドオーディオ